

高松市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成21年11月18日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 山下稔
同 辻正雄

平成21年度定期監査結果報告等について

第1 都市整備部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成20年度および平成21年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
都 市 整 備 部	都市計画課（交通安全対策室），道路課，河港課，まちなか再生課，太田第二土地区画整理事務所，建築指導課，公園緑地課，下水道管理課，下水道施設課，下水道建設課，建築課，住宅課	平成20年度および平成21年4月1日から同年8月25日までの事務の執行および財務に関する事務の執行
		平成21年8月26日から同年11月5日まで

(2) 監査の方法

平成20年度および平成21年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの

職員が市内出張をする場合は、高松市職員服務規程第14条第2項により事前に市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、河港課の平成20年度高松港清港事業補助金に係る実地検査について、市内出張命令簿による決裁を受けていないもの、建築課の平成20年度の市内出張命令簿の中に所属長の押印のないものが見受けられたので、今後は同項の規定により決裁を受けられたい。

(河港課、建築課)

イ 概算払の補助金を精算すべきもの

高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定により概算払で補助金

を交付した場合、同条第4項の規定により、補助金交付申請者は、事業終了後、精算し、交付された補助金が確定した補助金の額を超えていた場合はその差額を返還しなければならないが、平成20年度高松市違法駐車防止対策推進協議会への補助金については、交付した補助金が確定した補助金の額を超えているものを次年度に繰り越しているため、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(交通安全対策室)

ウ 業務委託契約書を作成すべきもの

高松市契約規則第21条第1項第1号別表第6号に掲げる額を超える業務委託契約を締結する場合には、同規則第20条第1項の規定により、契約書を作成しなければならないが、由良町27号線物件調査業務委託は、50万円を超える契約であるにもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書により契約を締結しているため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同項の規定により契約書を作成されたい。

(道路課)

エ 普通財産貸付台帳を作成すべきもの

普通財産を貸し付けた場合には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定により、普通財産貸付台帳を調整しなければならないが、解体用足場用地として貸し付けている普通財産については、普通財産貸付台帳を調整していないため、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(まちなか再生課)

オ 土地区画整理清算金分納許可を適正にすべきもの

土地区画整理事業に伴う清算金については、市が2万円以上の徴収を行う場合、高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理事業施行条例および同条例施行規則に基づき、納付義務者の申請による分納が認められているが、平成21年3月27日付けで行った分納許可の中に、納付義務者が分納回数を誤って申請しているにもかかわらず、訂正することなく申請どおりの許可を行っているものが見受けられたため、

これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(太田第二土地区画整理事務所)

カ 適正な仕様書を添付すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、平成20年度如意輪寺公園除草業務委託の見積徴取伺決裁には、業務内容とは異なる工事請負に係る仕様書が添付されているので、今後は、業務内容に即した適正な仕様書を添付されたい。

(公園緑地課)

キ 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、平成20年度東部下処理場内清掃除草業務ほか8件の社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同様の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

(下水道施設課)

ク 業務委託の監督員任命手続を適正にすべきもの

西部ポンプ場外各ポンプ場管理業務委託については、契約書および仕様書に監督業務を規定しているにもかかわらず、監督員の任命がされていないので、今後は、執行伺決裁で監督員を定めるなど任命手続を適正に行われたい。

(下水道施設課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 補助金等交付申請書に添付された収支予算書の記載について

補助金等の交付決定を行う際、その妥当性を判断する上で、事業計画書と収支予算書は一对のものであり、収支予算書は事業計画の実行

性を担保し、補助金額を決定する根拠となるものである。また、平成21年度予算の執行方針では、事前に補助金交付申請者に対し、より明確な区分と積算等内訳の記載について指導することとしているが、平成21年度高松市交通安全都市推進協議会の補助金交付申請書に添付されている収支予算書では、各項目に所要額は記載されているものの、摘要欄には記載がなく、金額の算出根拠が明らかになっていないものが見受けられた。

現下の厳しい財政状況のもと、補助金等の交付については一層の透明性、説明責任が求められていることから、補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、摘要欄への算出根拠の記載や積算資料の添付など、補助対象事業費の積算内容を明らかにするよう補助金交付申請者を指導されたい。

(交通安全対策室)

(2) 業務委託契約に係る事務処理について

女木港海浜広場浄化槽保守点検業務委託契約に係る仕様書の業務内容では、浄化槽の保守点検を年4回行うこととしているが、受託者から提出されている浄化槽保守点検票には、年6回実施した旨記載されており、仕様書の内容と業務実態が異なっていた。このことは、委託金額の妥当性に疑義が生じかねないので、今後は、仕様書に保守点検の回数とともに実施月を併記するなど、業務内容の明確化を図られたい。

(河港課)

(3) 業務委託契約における適切な見積徴取手続について

平成20年度寺井町団地外2団地空家ベランダ等清掃業務委託に伴う見積徴取では、4者による競争見積合せをしているが、見積徴取伺決裁に添付している業務委託積算表と各業者の見積書に記載されている数量がそれぞれ統一されておらず、適格性を欠いた事務処理となっているものが見受けられた。今後、同種の契約に係る見積徴取を実施するときは、より明確な仕様書を作成した上で、見積業者に対し見積内容の周知徹底を行うなど、適切な契約事務処理に努められたい。

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 工事請負契約を適正に処理すべきもの

(1) 改善を要する事項

同一地区で連続した工区の道路改良工事について、大部分を平成12年度に契約し、残る一部を平成13年度に追加工事として契約しているため、平成12年度工事の変更契約時に追加工事を含めた変更契約をすべきである。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月7日）

変更契約については、平成20年度から高松市契約事務処理要綱第63条の規定による事務処理に改めた。

(都市整備部道路課)

2 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、各種伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月18日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載については、文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号により、公文書公開の事前判断結果を鉛筆で記載することとされているが、一部未記載であったことから、記載については漏れがないよう徹底を図った。

(都市整備部都市計画課)

3 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金等の交付申請者から提出された着手届、完了届、しゅん工届、

決算書，精算書および実績報告書ならびに委託業務の受託者から提出された完了届の受理に係る取扱いについては，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき，専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが，栽培漁業推進業務委託に係る着手届等については，受理に係る決裁を受けていないので，今後，着手届等を受理したときは，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月19日）

栽培漁業推進業務委託の着手届等を受理したときの事務処理については，平成19年6月23日からこれらの規定により主管課長までの決裁を受けるようにした。

（産業経済部農林水産課）

4 行政財産の使用許可に係る決裁の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市事務決裁規程別表第2の農林水産課に係る個別専決事項では，高松市食肉センター条例別表第1号から第3号までおよび第6号の施設（と室，冷蔵庫，内臓処理室冷凍冷蔵庫，会議室）の使用許可に限り課長専決できる旨を規定しており，これら以外の事務所，駐車場等の使用許可については市長決裁を受けなければならないが，平成18年度食肉センター施設使用許可伺決裁は，課長決裁で事務処理しているので，今後，同様の決裁を受けようとする場合には，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月19日）

高松市食肉センターの使用許可に係る決裁の取扱いについては，平成20年3月31日付けで高松市事務決裁規程第5条別表第2を改正し，課長決裁で事務処理できるようにした。

（産業経済部農林水産課）

5 助成金交付要綱に基づく要件審査の結果を表示すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第4条第3号で

は、農業経営基盤強化資金を借り入れた者に対し、市から利子助成金を交付する要件として、市税を完納していることを規定しているが、平成19年度の同助成金交付決定伺決裁では、市税の完納状況の確認について記載がないものが見受けられたので、今後、市税の完納を確認した場合には、その事実を証する書類を決裁に添付するなど、要件審査の結果を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月19日）

農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定の伺決裁については、平成20年7月9日から市税の完納の事実を確認できる書類の添付を行った。

（産業経済部農林水産課）

6 普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

普通財産の貸付けに際し、借受願人から提出させる普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定に基づき、連帯保証人を立て、連署させなければならないが、高松市丸の内の宅地に係る借受願には、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同貸付契約伺決裁には必要がないと認める理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月20日）

普通財産の貸付けに際し、借受願人から提出させる普通財産借受願について、監査結果報告後の伺決裁において連帯保証人を立てさせた。

（都市整備部都市計画課）

7 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

香川県からの平成20年5月19日付け「平成20年度香川県農畜産業等交付金（強い農業づくり交付金）の交付決定について」の通知については、同年7月29日に受理したものを、平成21年3月4日起案の概算払請求および受入れ伺決裁に証書として添付しているが、

当該通知を受理した際、専決者までの決裁を受けていないので、今後、同種の通知を受理した場合には、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第1項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月21日）

收受文書の受理に係る事務処理については、平成21年8月17日付けで専決者までの決裁を行うとともに、今後、同種の通知を受理した場合には、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第1項の規定により、速やかに決裁を行うこととした。

（農業委員会事務局農政課）

8 補助事業の収支精算書を適正に提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

単独市費補助土地改良事業補助金については、高松市土地改良事業補助規程第3条に基づき、事業を承認し、補助金交付指令書（様式第2号）で、交付指令をしているが、同指令書では、事業のしゅん工後、速やかに収支精算書を提出しなければならない旨規定されているが、単独市費補助土地改良事業の菅沢宮の谷農道補修工事補助金ほか2件については、収支精算書の提出を受けていないので、今後、同種の補助事業がしゅん工したときは、速やかに収支精算書を提出させるよう、補助金交付申請者を適切に指導されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月26日）

補助事業の収支精算書については、平成21年8月19日付けで当該土地改良区に対し事業のしゅん工後、速やかに収支精算書を提出するよう指導するとともに、担当職員にも土地改良区に対する一層の指導を指示した。

（産業経済部土地改良課）

9 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の

記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記入することとされ、また、同手引の第5章第3節第4項では、起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に公開と判断されないものについて、「部・時・非」のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、各種伺決裁の起案用紙には、内容に個人情報が含まれているにもかかわらず、「公」と記入されているものおよび「部・時・非」と記入はされているものの、非公開の理由の記号が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年9月2日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載については、平成21年8月20日起案の伺決裁から高松市情報公開条例および文書法制事務の手引に基づき、起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に公・非の事前判断結果を適切に記入するよう改めた。

（市議会事務局総務調査課）

10 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、平成20年度給湯暖房温水機保守業務委託に係る支出負担行為伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年9月2日）

平成21年度において適正な見積業者等一覧表を作成した。

（健康福祉部長寿福祉課ひぐらし荘）

11 適正な科目で収入すべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用に関する使用料については、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づき、使用料として徴収すべきところ、平成20年度の行政財産の目的外使用（清涼飲料水自動販売機設置）に関する使用料については、収入科目を諸収入としているので、今後は、適正な収入科目で事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年9月2日）

平成21年度において使用料及び手数料の科目で収入した。

（健康福祉部長寿福祉課ひぐらし荘）

12 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、各種伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年9月4日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果については、平成19年度から、伺決裁の起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に公・非の事前判断結果を記入することとした。

（都市整備部住宅課）

13 廃棄物処理に係る許可証の写しを提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

平成19年度の高松市立保育所廃棄物処理委託契約書（中央・西・東ブロック）第2条第1項では、受託者は許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出することと規定しているが、同契約書に添付されている受託者の産業廃棄物処分業許可証の有効期限は、契約期間中に満了となっているにもかかわらず、更新後の同許可証の写しが提出されていないので、今後、同種の業務委託契約の締結に際して、許可証の許可期限が契約

期間中に満了となる場合には、受託者に更新後の許可証の写しの提出を求め、契約締結伺決裁に添付するなど、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年9月17日）

廃棄物処理に係る許可証の写しについては、平成21年6月22日付けで、平成21年度高松市立保育所廃棄物処理委託契約（南ブロック）締結伺決裁に、受託者の更新後の許可証の写しを添付した。

（健康福祉部保育課）

14 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、第8回東西王座戦イベント等業務ほか2件に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年9月25日）

見積徴取伺決裁に添付する見積業者等一覧表について、平成21年度分の契約に係る決裁から、平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、前年度実績額や見積参加業者を記載できる様式を使用し、適正な事務処理を行うよう改めた。

（産業経済部競輪局事業課）

15 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、高松市中央卸売市場青果棟電気室変圧器増設工事ほか4件に係る見積徴取伺決裁では、改定

前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年9月30日）

見積徴取伺決裁に添付する見積業者等一覧表について、平成21年度分の契約に係る決裁から、平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、前年度実績額や見積参加業者を記載できる様式を使用し、適正な事務処理を行うよう改めた。

（産業経済部中央卸売市場業務課）

16 見積徴取に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年度高松市収蔵品情報システム賃貸借契約に係る見積徴取伺決裁では、見積説明および見積徴取がいずれも同一日時に記載されたまま、決裁が処理されていたので、今後は、事務を適正に処理するとともに決裁の内容を厳正に審査されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年10月20日）

高松市収蔵品情報システム賃貸借契約に係る見積徴取については、平成18年度契約分から適正に事務処理を行った。

（教育部文化財課歴史資料館）

17 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、伺決裁の起案用紙には、同手引の第5章第3節第4項第4号の非公開理由の記載がないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年10月27日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載については、平成20年2月22日以降起案の伺決裁から、非公開の理由を明記するよ

う改めた。

(教育部生涯学習課少年育成センター)

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 屋外広告物に係る管理者の資格および許可証票について

(1) 意見を付した事項

高松市屋外広告物条例第13条では、広告物または掲出物件を表示または設置する者は、同条例施行規則で定める資格を有する管理者を置かなければならないと規定しているが、屋外広告物許可申請書に記載されている管理者について、資格を有することを確認できる書類が添付されていない場合には、屋外広告物管理システムで確認しているものの、その結果が明確にされていないものが見受けられたので、今後は、屋外広告物の許可伺決裁に添付するチェックリストに確認した内容を記載するなど、確認結果が明確になるよう事務処理方法を改善されたい。

また、同条例施行規則第10条では、許可証票の交付を受けた広告物等にあつては、許可物件またはその他見やすい場所に許可証票を掲示しなければならないが、許可証票を掲示していない広告物等が見受けられたので、今後は、書面の配布や現地パトロールを行うなど、規定に基づき許可証票を適正に掲示するよう、申請者を指導されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月18日）

屋外広告物に係る管理者の資格の確認については、平成19年12月の屋外広告物許可申請伺決裁から、添付するチェックリストについて、管理者確認欄を記載するよう改めた。

また、許可証票の掲示については、平成19年12月の許可屋外広告物から、許可証票の適正な掲示について書面にて指導するとともに、定期的な現地パトロールを実施し、適正な掲示がされていない屋外広告物については申請者に指導を行うよう改めた。

(都市整備部都市計画課)

2 共用部分の施設使用料について

(1) 意見を付した事項

高松市食肉センター条例第2条は、同センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと規定しているが、共用部分であるとして、施設使用許可申請書の提出を求めることなく、複数の使用者に使用させている施設が見受けられたので、一般会計からの繰入金削減を図る観点からも、これらの使用者についても申請書の提出を求め、その許可に伴う使用料の徴収を検討するなど、収入の確保により一層努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月19日）

高松市食肉センターの共用部分の使用許可についても、平成21年4月1日から施設使用許可申請書の提出を求めた。

（産業経済部農林水産課）

3 施設使用許可申請について

(1) 意見を付した事項

高松市食肉センターのと室および冷蔵庫の使用許可については、使用者兼管理運営受託者であると畜業者ではなく、と畜解体を依頼する食肉販売業者等に対して行い、また、部分肉処理加工室の使用許可については、使用者と関連のある同と畜業者に対し行っているが、使用者と使用許可申請者が合致していないため、使用許可した施設を申請者の責任の下に使用させることができおらず、管理運営の適正性に疑義が生じかねないので、今後は、使用者と申請者が同一となるよう、実態に即して申請書の提出を求め、それに対する許可を行うなど、市と使用者の責任分担の適正化・明確化を図られたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月19日）

高松市食肉センターの施設使用許可申請について、平成21年4月1日から使用者と申請者が同一になるようにした。

（産業経済部農林水産課）

4 補助金交付に伴う実績確認について

(1) 意見を付した事項

補助対象事業が完了したときは、高松市補助金等交付規則第8条の

規定に基づき、補助金交付申請者に対し補助事業等実績報告書を提出させ、これに基づき補助金交付対象事業の実績確認をするべきであるが、平成18年度高松市認定農業者連絡協議会事業補助金に係る補助事業等実績報告書では、事業費の大半を同協議会支部の地域活動費として支出しているにもかかわらず、その活動報告書など事業内容の実績を示した書類の添付がなく、補助金交付に伴う実績（効果）を客観的かつ明確に把握できない事務処理となっていることから、今後においては、同規定に基づき、補助金交付申請者に対し事業内容の具体的な実績を示した書類その他の実績報告書を提出させるよう指導するとともに、これらに基づき補助金交付対象事業の実績確認を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年8月19日）

高松市認定農業者連絡協議会事業補助金に係る補助事業等実績報告書については、平成20年3月31日から、事業内容の具体的な実績を示した実績報告書を添付した。

（産業経済部農林水産課）

5 業務委託契約の見積徴取について

(1) 意見を付した事項

平成20年度ネズミおよびゴキブリ駆除業務委託の見積徴取では、見積要領に「消費税及び地方消費税を含まない金額で見積ること」と記載し、相手方に通知しているにもかかわらず、消費税および地方消費税込みの見積金額で、競争見積合せを行うなど、契約事務処理上、適正性に疑義を生じかねないものが見受けられたので、今後、同様の契約に係る見積徴取を実施するときは、見積業者に対し、見積内容の周知徹底を行うなど、適正な契約事務処理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年9月2日）

平成21年度については、見積業者に対し十分に見積内容を周知徹底し、事務処理した。

（健康福祉部長寿福祉課ひぐらし荘）

6 備品の有効利用について

(1) 意見を付した事項

旧文化部では、各課間で日常的に備品の相互貸借により、備品の有効利用を行っており、財産管理面および経費の削減面から、より一層の効果的な利用が図られるよう、各課で貸出可能な備品のリストアップを行い、備品貸出システムを構築するなど、他の部局での取組状況を参考にして、全庁的な備品の貸出体制の確立に取り組まれない。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年10月21日）

貸出可能な備品については、平成15年8月29日付けで「職員の広場」へ登録し、有効利用を図った。

（教育部文化財課）